指定確認検査機関に対する処分の公示

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の35第２項の規定による処分をしたので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年１月６日

国土交通大臣　前田　武志

1　処分をした年月日　平成23年12月12日

2　処分を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　株式会社西日本住宅評価センター　大阪支店　大阪府大阪市西区北堀江二丁目２番25号　神戸支店　兵庫県神戸市中央区京町75番地１　京都支店　京都府京都市中京区御池通間之町東入高宮町206　名古屋支店　愛知県名古屋市中区栄二丁目３番31号　豊橋事務所　愛知県豊橋市駅前大通一丁目27番１号　三重事務所　三重県津市栄町三丁目141番１号　奈良事務所　奈良県奈良市二条大路南一丁目２番11号　岡山支店　岡山県岡山市北区下石井二丁目１番18号　福岡支店　福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目３番23号　代表取締役　中田　巖

3　処分の内容　法第77条の35第２項の規定により、平成24年１月６日から１月間、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。）第15条各号に規定する確認検査の業務の停止を命ずる。

この業務の停止の期間中に行えない行為は、次の各号に掲げる行為とする。

一　機関省令第15条各号に規定する確認検査に係る契約を新たに締結する行為。

二　既に締結した契約の変更により、機関省令第15条各号に規定する確認検査の業務を追加する行為。

三　業務の停止の期間満了後において前各号の行為を実施するための見積り、交渉等の行為。

4　処分の原因となった事実　指定確認検査機関である株式会社西日本住宅評価センターは、平成18年の法改正により平成14年６月20日以降の確認検査の業務に関する書類（以下「書類」という。）の保存期間が５年から15年に延長され、それについては国からも通知（平成19年６月20日住宅局長通知）を受けていたにもかかわらず、５年が経過したことによって保存期間を経過したものと誤認し、一部の書類を廃棄した。

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の35第２項の規定による処分をしたので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年１月６日

東北地方整備局長　徳山日出男

1　処分をした年月日　平成23年12月12日

2　処分を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　株式会社建築検査機構　福島県郡山市台新１丁目32番23号　代表取締役　山野邊　巖

3　処分の内容　法第77条の35第２項の規定により、平成24年１月６日から１月間、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。）第15条各号に規定する確認検査の業務の停止を命ずる。

この業務の停止の期間中に行えない行為は、次の各号に掲げる行為とする。

一　機関省令第15条各号に規定する確認検査に係る契約を新たに締結する行為。

二　既に締結した契約の変更により、機関省令第15条各号に規定する確認検査の業務を追加する行為。

三　業務の停止の期間満了後において前各号の行為を実施するための見積り、交渉等の行為。

4　処分の原因となった事実　指定確認検査機関である株式会社建築検査機構は、平成18年の法改正により平成14年６月20日以降の確認検査の業務に関する書類（以下「書類」という。）の保存期間が５年から15年に延長され、それについては国からも通知（平成19年６月20日東北地方整備局建政部長通知）を受けていたにもかかわらず、５年が経過したことによって保存期間を経過したものと誤認し、一部の書類を廃棄した。

指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30第１項の規定による監督命令をしたので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年１月６日

東北地方整備局長　徳山日出男

1　監督命令をした年月日　平成23年12月12日

2　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　株式会社建築検査機構　福島県郡山市台新１丁目32番23号　代表取締役　山野邊　巖

3　監督命令の内容　指定確認検査機関である株式会社建築検査機構が、法第77条の29第２項の規定により確認検査の業務に関する書類（以下「書類」という。）を保存しなければならないにもかかわらず、一部の書類を廃棄したことに鑑み、法令遵守を社内に徹底するための業務改善計画書を平成24年１月12日までに提出するとともに、１年以内に監視委員会等による書類存否の点検を実施すること。また、この命令の日から１年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに当職に報告すること。

4　監督命令の原因となった事実　指定確認検査機関である株式会社建築検査機構は、平成18年の法改正により平成14年６月20日以降の書類の保存期間が５年から15年に延長され、それについては国からも通知（平成19年６月20日東北地方整備局建政部長通知）を受けていたにもかかわらず、５年が経過したことによって保存期間を経過したものと誤認し、一部の書類を廃棄した。

指定確認検査機関に対する処分の公示

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の35第２項第１号の規定による処分をしたので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年１月６日

近畿地方整備局長　上総　周平

1　処分をした年月日　平成23年12月12日

2　処分を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　株式会社日本確認検査センター　大阪府大阪市中央区北浜三丁目１番21号　松崎ビル六階　代表取締役　鴨野　政和

3　処分の内容　法第77条の35第２項第１号の規定により、平成24年１月６日から１月間、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。）第15条各号に規定する確認検査の業務の停止を命ずる。

この業務の停止の期間中に行えない行為は、次の各号に掲げる行為とする。

一　機関省令第15条各号に規定する確認検査に係る契約を新たに締結する行為。

二　既に締結した契約の変更により、機関省令第15条各号に規定する確認検査の業務を追加する行為。

三　業務の停止の期間満了後において前各号の行為を実施するための見積り、交渉等の行為。

4　処分の原因となった事実　指定確認検査機関である株式会社日本確認検査センターは、平成18年の法改正により平成14年６月20日以降の書類の保存期間が５年から15年に延長され、それについては国からも通知（平成19年６月29日近畿地方整備局建政部長通知）を受けていたにもかかわらず、５年が経過したことによって保存期間を経過したものと誤認し、一部の書類を廃棄した。

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の35第２項第１号の規定による処分をしたので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年１月６日

近畿地方整備局長　上総　周平

1　処分をした年月日　平成23年12月12日

2　処分を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　株式会社確認検査機構プラン２１　本店　奈良県橿原市八木町一丁目７番39号林田ビル２階　奈良支店　奈良県奈良市大宮町五丁目３番14号不動ビル503号　代表取締役　西田　淳也

3　処分の内容　法第77条の35第２項第１号の規定により、平成24年１月６日から１月間、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。）第15条各号に規定する確認検査の業務の停止を命ずる。

この業務の停止の期間中に行えない行為は、次の各号に掲げる行為とする。

一　機関省令第15条各号に規定する確認検査に係る契約を新たに締結する行為。

二　既に締結した契約の変更により、機関省令第15条各号に規定する確認検査の業務を追加する行為。

三　業務の停止の期間満了後において前各号の行為を実施するための見積り、交渉等の行為。